

第七回 参議院電気通信委員会會議録第十七号

昭和二十五年三月二十日(月曜日)午後一時三十二分開会

本日の會議に付した事件

○放送法案(内閣送付)

○電波法案(内閣送付)

○電波監理委員会設置法案(内閣送付)

○議員派遣要求の件

○委員長(松野喜内君) それでは只今から電気通信委員会を開会いたします。

前回に引続いて法案の審議をいたしたいと思ひますから、何とぞご静かになつて下さい。

○尾崎行雄君 この前ちよつと自分の私見をお手許に差上げて置きました。

が、あの三つの疑点の中、第一、第二はここに省きまして、第三の点の、受信機を改良しなければ、どうしても民間放送は聴くことができないように思ふのですが、現在の日本の聴取者が持つてゐるところの受信機の九割以上は、これを殆んど改善しなければならぬ。改善と言うか、新しく取換えてスピーカー・ヘテロダインにしなければ聞けないではないか。こういうふうに考へられますが、そうじゃなしにもつと簡単に今のを改良してできる方法があるならば、これはどういふものをどういふふうにするのかという技術的なことを御説明を願ひたい。それによつて私は又考へなければならぬと思つております。今のままでは私は聞えないと思ふ。聞えなければ、私は機械の操

作が非常にむずかしければ聴き手がなすといふ点において能力が非常に欠けておるのであります。従つて広告料といふものがなければ、民間放送はとも繁榮しない。したがって枯れてしまふ。それで、ただN・H・Kだけがますます大きく枝を拡げるようになる。そう断ぜざるを得ないのであります。私はN・H・Kに対して別に恨みも何もない。N・H・Kの盛んになることは非常に結構であります。併しながらそれだけでは法案の趣旨に、根本の精神に非常に反すると思ひますから、この点をはつきりして頂きたい。その点を伺ひたいのであります。

○政府委員(網島毅君) 只今の御質問にお答え申し上げます。只今お尋ねの点に對しまして御疑問を持たれることは誠に尤もだと存じます。この点は、私共が今度の法案を国会に提出いたしました。民間放送を一般に許してもよろしいという方針を決めますときに、我々も大いに議論し検討した点であります。

御承知のように、中波の放送のバンドは従来は五百五十キロ・サイクルから千五百キロ・サイクルまででありまして、この間において日本及び各國の放送が行われておるのであります。ところで只今御指摘のように、我が國の受信機は世界で余り類例を見ません程非常に低級……と申しては少し語弊がありますが、質の余りよくないものであります。特に受信機が簡単にできて

おります關係上、波を別ける、選び出すといふ点において能力が非常に欠けておるのであります。これが我が國の民間放送を普及させる上において、相当大きな障害になるといふことは、只今御指摘の通りであります。現在東京とか、大阪といふような大きな町には、日本放送協会の第一放送、第二放送、それに進駐軍の放送、この三つの放送がございまして、この三つの放送ですら現在十分に分離して聞えない所があるといふことも私共存じております。ところでこの三つがなぜ十分分離して聞えないかと申しますと、これは現在の受信機を對象とした技術的な理論と申しますか、技術的な見地から申しますと、これは十分分離して聞えなければならぬのであります。ところが波長を選定いたしました。日本放送協会にこれの割当をやる場合には、十分その点は考慮して行なつておるのであります。が、實際問題といたしまして若干の場所において所があるといふのは、これは受信機もさることながら、その受信機の使い方が十分でない。例えば受信機というものは、大体空中線を付けて使うのが、これが原則であります。ところが東京の都内におきましては、日本放送協会の電波が相当強いのですから、空中線を付けなくても電線線その他から伝わつて来るところの電波を受信機が受けまして、そうして十分受信機が働いて、よく聞えている。一般に空中線は使つていないのが例であります。とこ

ろが、この空中線を使ひませんと、受信機の選波力と申しますか、選択の能力が非常に低下するのであります。従つて只今お話し申しました現在第一、第二が分離して聞えないといふ所でも、空中線を付ける、或いは又アースを付けるといふようなことによつて、大部分はその混信が排除できるのであります。日本放送協会においてそういう周知宣伝を行つておられます。が、實際又こういうことによつてそういうトラブルが漸次解消してあります。ところで先般千九百四十七年にアトランティック・シティにおいて作られた條約によりますと、中波の放送のバンドが、従来の五百五十K・Cが五百三十五K・C、千五百K・Cが千六百五K・Cまで拡がりました。

約千五百K・Cばかりが広がつたわけでありまして、従つて今後の周波数放送は拡がりました。即ち五百三十五K・Cから千六百K・Cといふものを一応頭に入れた考へなければならぬのであります。が、然らば仮に一つの都市において幾つの放送が、現在日本で使われておるところの四球程度の受信機を以て十分分離して聞えるかといふことを考へなければならぬのであります。私共いろいろ計算により、或いは又實際のテストによりまして、この問題を調べたのであります。が、純技術的な考慮からいたしますれば、この間におきまして、一つの都市に大体五つの放送局は存在し得る、言換へますならば、大体現在一般に普及されておるところの受信機を以つてしても、適當に波の割當を行いますならば、五つの放送局は十分分離して聞える、聴くことができる。という結論に到達いたしております。それから若し設置するところの放送局の電力でありますとか、或いはその場所といふようなものにつきまして、特別な考慮を施しますならば、或いは六つぐらゐは可能かも知れんといふ考へを持つておられます。仮に五つといひますれば、先程お話し申し上げましたように、現在すでに三つが存在してありますからして、あとこの割當で得るところの放送局の数は二つということになるのであります。これが即ち、私共たゞこの委員会において御説明してありますように、東京、大阪といふ所におきましては、現在の受信機を對象として、大体二つぐらゐは民間放送は可能であらう、三つは或いは可能かも知れないけれども、相當無理があるといふことを申し上げておる根拠でございます。

只今私が申し上げましたのは一般的な概論でございます。これはもう少し掘下げて考へますならば、ただ単に波長と波長の間隔を相當拡げたといふだけでは、この問題は解決しないのであります。一方の電波とそれから、言換へますならば、この聴く方の聴かんとするところの電波の強さ、それからこれに妨害を與える、いわゆる混信として入つて来るところの電波の強さ、その場合の電波の強さも亦考慮に入れなければならぬのであります。即ち聴かんとするところの電波が

ろが、この空中線を使ひませんと、受信機の選波力と申しますか、選択の能力が非常に低下するのであります。従つて只今お話し申しました現在第一、第二が分離して聞えないといふ所でも、空中線を付ける、或いは又アースを付けるといふようなことによつて、大部分はその混信が排除できるのであります。日本放送協会においてそういう周知宣伝を行つておられます。が、實際又こういうことによつてそういうトラブルが漸次解消してあります。ところで先般千九百四十七年にアトランティック・シティにおいて作られた條約によりますと、中波の放送のバンドが、従来の五百五十K・Cが五百三十五K・C、千五百K・Cが千六百五K・Cまで拡がりました。

約千五百K・Cばかりが広がつたわけでありまして、従つて今後の周波数放送は拡がりました。即ち五百三十五K・Cから千六百K・Cといふものを一応頭に入れた考へなければならぬのであります。が、然らば仮に一つの都市において幾つの放送が、現在日本で使われておるところの四球程度の受信機を以て十分分離して聞えるかといふことを考へなければならぬのであります。私共いろいろ計算により、或いは又實際のテストによりまして、この問題を調べたのであります。が、純技術的な考慮からいたしますれば、この間におきまして、一つの都市に大体五つの放送局は存在し得る、言換へますならば、大体現在一般に普及されておるところの受信機を以つてしても、適當に波の割當を行いますならば、五つの放送局は十分分離して聞える、聴くことができる。という結論に到達いたしております。それから若し設置するところの放送局の電力でありますとか、或いはその場所といふようなものにつきまして、特別な考慮を施しますならば、或いは六つぐらゐは可能かも知れんといふ考へを持つておられます。仮に五つといひますれば、先程お話し申し上げましたように、現在すでに三つが存在してありますからして、あとこの割當で得るところの放送局の数は二つということになるのであります。これが即ち、私共たゞこの委員会において御説明してありますように、東京、大阪といふ所におきましては、現在の受信機を對象として、大体二つぐらゐは民間放送は可能であらう、三つは或いは可能かも知れないけれども、相當無理があるといふことを申し上げておる根拠でございます。

只今私が申し上げましたのは一般的な概論でございます。これはもう少し掘下げて考へますならば、ただ単に波長と波長の間隔を相當拡げたといふだけでは、この問題は解決しないのであります。一方の電波とそれから、言換へますならば、この聴く方の聴かんとするところの電波の強さ、それからこれに妨害を與える、いわゆる混信として入つて来るところの電波の強さ、その場合の電波の強さも亦考慮に入れなければならぬのであります。即ち聴かんとするところの電波が

只今私が申し上げましたのは一般的な概論でございます。これはもう少し掘下げて考へますならば、ただ単に波長と波長の間隔を相當拡げたといふだけでは、この問題は解決しないのであります。一方の電波とそれから、言換へますならば、この聴く方の聴かんとするところの電波の強さ、それからこれに妨害を與える、いわゆる混信として入つて来るところの電波の強さ、その場合の電波の強さも亦考慮に入れなければならぬのであります。即ち聴かんとするところの電波が

非常に弱くて、それから聴かなくてもいい、或いは妨害するところの電波が非常に強いということでありまして、ば、理論的に可能な範囲に波長を分けまして、波長の間隔を拡げまして、この強い方のものが大きく行きまして、言換えれば妨害されてしまうという結論になるのであります。これを具体的な例に取つてお話し上げますならば、今ここにAとBという二つの放送局がございます。その放送局の場所が相当離れておるといたします。そうしますと、このAの放送局の近くに住む人は、Aの放送局の電波が非常に強いのであります。個々の或る一定の範囲内におきましては、Bの電波は全然聴くことができないという結論に到達して参ります。これは一つの都市に放送局が複数存在する所には、常にこういうことがあるのであります。この一つの放送局の電波が非常に強いために他が聞えない、他を聴くことができないという区域は、これをアメリカではブランク・エーリアと称してあります。その言葉の意味は、丁度毛布を敷いたようにかぶせてしまつたように、その範囲におきましては、他のものは何も聞かれないという意味であらうかと存するのであります。このブランク・エーリアの問題は、この複数の放送局が存在する場合に、常にこの事実があるのであります。このブランク・エーリアに入つた聴取者は、その局しか聞えない、自分の近くの局しか聞えないということになつておられます。そこでこの放送政策上から考えまして、聴取者の立場上から考えまして、ブランク・エーリア

に入るところの聴取者はできるだけ少くした方がいいのであります。アメリカにおきましては、このブランク・エーリアに入るところの聴取者の数はその区域の全聴取者の一〇以下でなければならぬという政策を採つておられます。逆に言いますならば、そういう聴取者の一〇以下の人は、そういう犠牲があつても、これは他の九十九の聴取者が三つなり四つなり或いは十なりの放送局を聴くために、これは止むを得ない犠牲であるというところでございます。我が国におきましても、今後複数の多数の放送局が一つの都市に置かれるということになれば、やはり同じような問題が起るわけでありまして、私共といたしまして、このブランク・エーリアに入るところの聴取者はできるだけ少くする方がいい。現在大体一〇以下、できるならば〇・五というのを目標にいたしまして、いろいろ放送局の電力でありますとか、或いは又その設置場所というふうなものについていろいろ研究しておる次第であります。ところでこのブランク・エーリアを少くするために、できるだけ放送局を一つの箇所に集めればいいのであります。現在川口の近くに日本放送局の第一第二放送というものがたまつておるのもそのせいでありまして。即ち一箇所に集めまして、その地域におきましては、どれもこれも全部強いのであります。それから、強いもの同士です。それから、やはり受信機は余り他からの妨害を受けないで聴くことができるということになる次第であります。

以上いろいろお話し上げましたので、或いは結論をお掴みにくいかも知れませんが、私の申し上げたいと思はれるのは、現在の受信機を対象として、大体一つの都市に二つくらいの民間放送は可能である。技術的にいろいろな考慮をめぐらすならば、或いは三つくらい可能であるということでありまして、先程受信機の改善の問題につきましてお話しがございましたが、私共も現在の受信機を以て将来の日本の放送文化を向上させる上において十分であるとは考えておりません。先程申し上げましたように、現在我が国の受信機は世界各國どこでも使つておられないような非常な低級なものであります。私共としては先ずこの受信機に選択性を持たせる、こういうことが先ず必要であらうということから、いろいろ工作を進めておるのであります。併しこの改造には相当金のかかるものでは、現在日本の経済状態から言つて、これはできないのであります。空中線回路に或る特殊な選波、波を選ぶところの回路を入れる、これを我々の言葉ではウエーブ・トラップと言つておりますが、そういうウエーブ・トラップ式のものを入れる。これによつて相当選波性が増します。これは大体二三百円から四百五百円できる筈であります。尚更に若干改造を加えることによつて、現在の受信機をスーパー式な性質のものに変えるということもいろいろ考へております。これらは新聞通信社と連絡をとりまして、周知宣伝をすると同時に、全国ラジオ業者の組合等とも話し合ひをいたしまして、その方面からできるだけ安く、而もいい技術を以て受信機の改造に当るようになり

次第であります。こういうふうに受信機の性能が向上して参りますならば、我が国におきまして、アメリカその他の国のように、一つの都市に十幾つという放送局ができるということも不可能ではないのであります。私共といたしましては、できるだけ速やかに、そういう時期の到来することを念願しておる次第であります。

〇尾崎行雄君 只今政府委員からの詳しい御説明を承りまして、どうも折角であります。私満足できないのであります。それは選波、波を選ぶ能力を増すために、先ずアンテナを立てよう、もう一つはウエーブ・トラップを付ける。この二つとも、そういう非常に困難なことをして、民間放送を尙聴こうというところがどれだけあるかというところをお考えになつてみたのであらうか。私は大正の十四年でありましたか、とにかく放送というものが日本では始まつた時以來、かなりの熱心なファンでありまして、長いアンテナを立ててやつた経験があるのでございまして。非常に困難なことである。その時の東京には、随分あちこちにそういうのが立つておりましたが、現在一つもなくなつてしまつた。あれが如何に不自由なものであつたかということ、この事実で分るのであります。今からアンテナをつけさせようというの、これはどうも甚だ時代錯誤の話である。今の人はそういうことをいたしません。我々でもアースさへなるだけ付けなくて聴きたくなつておる。それくらいのが、又アンテナまで付けよう、特別ヒットラーか何かが命令すれば、或いは東條大将でも命令したならば、あの時代にはやつたかもしれま

せんが、今の民主主義の日本において、そういうことをやらして、そして広告放送を是非聴けよということは、実に無理な話であつて、聴きません。従つて広告放送というものは成立つて行かない。民間放送は繁榮しないという結論が出ると思ひます。又ウエーブ・トラップの問題であります。成程ウエーブ・トラップを付ければ少し良くなる。併しながら考へて見て頂きたい。今の国民第二号と言いますか、私共の持つておるものですが、これに三つのハンドルがあつて、一つは先ず波長を直し、こちらでチックラーの調子を直し、こちらにボリュームがある。とにかく三つを操作してようやく今の第二放送などは辛うじて分離ができる。その外にウエーブ・トラップを付けると言つても、こういうことは余程技術の得意な人なら別として、普通の家庭における婦人などがやれよう筈がないのであります。従つてその点から言つても、とてもそうしてわざ／＼広告放送を聴くよりも、それより楽なN・H・Kの第一放送に始終合せて置いて、スイッチさへひねれば、電流さえ来ればすぐ聴ける、そういうものを聴くに決つたものと考えなければならぬ。そうすれば結局民間放送はいかん、相変らずN・H・Kだけが盛んになるということになる、そう確言していいかと思われまして。私N・H・Kが盛んになることは非常に結構だと思ひますが、この法案はN・H・Kだけを盛んにする意味でなしに、普通の民間放送を盛んにすることでお作りになつたものである。そうすれば、少し極端な言辭ではありますが、これをこのままにすると、羊頭を掲げて狗肉を売

るといふことにならうと思ひます。私は羊頭を掲げることを悪いとは思ひません。又狗肉を売ることそのことも非難はいたしません。だけれども、羊頭を掲げておいて狗肉を売ると、そこに欺瞞行為がある。これは排撃すべきものであると、こういうふうには考えますから、どうしてもこのままではいけない。さういふ道でなしに、どうしたらいいかと言ひますと、何として一般の民間で持つておるところの受信機もよくする、つまりスーパー・ヘテロダインにしてしまふといふこと、このこと一つにあらうと思ひます。ところがそれをするためには数千元から一万元的の現在の金で費用がかかる。これをどうするかといふことを考へて、そうしてその裏付けをどこか法案の中にでも入れておいて頂ければ、そうすれば、立派に今の羊頭肉式でない立派なものになると思ひます。これはほんのただ、自分の私案であります。例へばここに聴取料を五十円取る、これを政府の適当な機関に納める、そのうちの例へば二十円くらいをN・H・Kに支拂つて、N・H・Kの経営に当らせ、あとの三十円くらいを民間のラジオ業者等にやらせるか、ラジオの受信機を作る人達、これを保護奨励して安くいいものを作らせる、一方に民間に月賦販売くらいのことをやらせる、さうしてあげますと、ずつと普及して来る。スーパーが一般に普及しますれば、こんな無理なしに、実に楽に民間の面白いのを聴くようになる。そこにおいて初めて競争になつて、面白いいろいろなプログラムを作るといふことになつて、一般民間の競争が盛んになつて来るのであらうと思ひます。殊に

ます、N・H・Kの出力を強くしようとしておられるのである。五十キロを百キロに、十キロを二十キロにするという案が採られるようでありすが、そうすればまず、分離は困難になつて来る。N・H・K一本になるということが眼に見えておると思ひます。例へば、ここにN・H・Kといふ大きな木が生えておる。枝が繁茂して非常に立派に育つておる。その脇に今度緑の林を作るのだからと言つて小さな苗を植える。それでこれを植えたから、いづれここに立派な林ができると言つても、それはできません。つまりできるだけN・H・Kの枝を拂つて、日光の当るようにして、肥料をやつて、初めて苗も発達して来る。そこに全体としていい枝ができる。これは極く当り前のことである。さういふところに考慮を拂わずに、N・H・Kだけを盛んにます、枝を繁らせれば、苗は枯れて行くに決つてゐるのでないかと思はれる。どうしてこんなことをお考えにならずに、こういう法案をお作りになつたか、その根本のところ疑問がありますから、遺憾ながらこの法案の一番根源に反対せざるを得ないのであります。これについて併しなから、私は自説をいつまでも固執するものではない。何とかいい方法がありますれば、それに協調することは否かではないのであります。私の案の第二を省いておりましたが、第二に聴取料をN・H・Kに拂うといふことがおかしいことだと思つておる。例へば安い四、五百円のセットを作らうといふ民間業者もあるやうであります。さうするとそれを買つて直ぐにN・H・Kに聴取料を拂わなければならん、それ

も一つの矛盾になる。逆に話してしまいましたが、第一の広告放送かそうでないかといふことは、誰が言つてもはつきりと明確に区別することはできない性質のものと思ひます。併しながらこの第一、第二は比較的小さな問題であります。私の案のように、政府で聴取料を取る、さうしてそれを適當にやつて行けば誰も文句もない。第二の疑点は消えてしまふと思ひます。さういふような各方面から見ても、どうもこのままではこの法案は非常に妙なものであるといふことは、きつと皆様もお感じになるのじやないか、民間放送を盛んにするといふ名目の下に、実はN・I・Kをます、盛んにするといふこと、よく民間放送の人達が熱心に出願などしておるのも、私不思議に思ふくらいなものであります。立つて行こう筈がないといふふうに、自分達技術家は技術的方面から考へるのであります。今の折角の御説明であります。が、どうも私には納得が行かない。〇政府委員(網島毅君) いろ／＼お話があつたのであります。最初のアンテナ、アースの問題につきまして、若干誤解があるのではないかと考へましたので、もう一つ御説明いたしたいと思ひます。私先程アンテナとか、ウエイブ・トラップの問題を申し上げましたのは、現在の全部の受信機をさういふふうにしななければならぬ、さうしなれば二つの民間放送も危ないのだといふことを申し上げたのではないのであります。現在の受信機そのままで大体二つくらいは可能であらう、これは純技術的に見ての話であります。それからアンテナをつけたりウエイブ・トラップをつけたりしてから、受信機の改

造をやれば、民間放送が増えるだらうことを申し上げたのであります。勿論現在でも受信機の使い方がまずいといふような点から、第一、第二を完全に分離できないところもございします。さういふところはやはり将来も若干アンテナをつけるとか、いろ／＼なことをしなければならぬのであります。私共はこれに極く少部分であると私共は考へておるのであります。そこで先程民間放送を行わせるためには、成るべく受信機の操作を簡単にしなくちやいかん、従つてウエイブ・トラップをつけたりなんかすることは、それは実際には行ひにくいのではないかと、言換へますれば、さういふことをやつても民間放送を聴く必要がない、いわば羊頭肉ではないかといふお話であります。が、これも考へ方じやないかと私共は思ふのであります。と申しますのは、如何に受信機がよくても、例へば最高級のスーパー受信機といふものを持ちまして、一つの局から他の局へ切換へますには、マイツチを切換へるとか、或いはダイヤルを廻して他の局に合はせるといふ手段を掛けなければならぬのであります。それだけの手数で掛けると尚AからBの局へ切換へてBの局を聴くといふためには、Bの局にはそれだけのアトラクティブな、人を引きつけるものがなければならぬと思ひます。ただ受信機が簡単であるから、直ちにAからBを聴くのだといふことにはならないと思ひます。従ひまして若し今後できるところの民間放送のプログラムが非常に国民大衆を引きつけるやうなものでありますならば、その切換へが、一つの切換へが二つになつても、私はやはり人は

切換へて聴くのではないかと考へるのであります。要は今後できる民間放送のプログラム内容如何がこれを大きく支配すると、私共は考へるのであります。それから受信機の選波性をよくする、分り易く申上げますならばスーパーに切換へるといふことは、非常に大事な又結構なことと考へます。が、その一つの方法として、只今政府が五十円から五十円を取つて、一部をN・H・Kに渡し、他の残りを以てこれを受信機の改造の奨励費、或いはこれを業者補助として與えて、さうして受信機の改造をやらしたらいけないかといふお説もございました。私共はこれが不可能であるとは考へておりません。要はこれは一つの政策の問題でありまして、どちらにするかといふことは……いろ／＼なケースを考へまして、どちらの場合が一般大衆から見て工合がいいだらうかといふことを先ず頭に置かなければならぬと思ひます。只今お話のように、五十円を取つて二十円をN・H・Kに渡し、残りの三十円を受信機の改造に廻すといふことも、一つの政策としては取上げて考へ得るのであります。私共はそれに対してはさういふ考へを持つておるのであります。即ちこの五十円の中の三十円で以て受信機の改造をすることにしますと、現在悪い受信機を持つていて、而も分離して聴けないところの極く少数の人の利益のために、国民の大多数が相当大きな犠牲を拂わなければならぬのではないかといふのであります。即ち現在の受信機を持つてゐる者全部が全部スーパーに切換へる必要は毛頭ないのであります。その一部の者が聴取者の全

体から集めたところの三十円ずつを寄せ集めまして、そうしてスーパに切換える、或いは新しいスーパを買うということになるのであります。又若し逆に全部が全部スーパに切換えなければならぬということになりますれば、結局各人が皆金を出してスーパを買おうのと同じことになるのであります。三十円余計出したというだけで、受信機は切換えられないのであります。即ち大多数が犠牲になつて、一部少数の者の利益を擁護するのだということになるわけでありまして、これは一部少数のために大多数が犠牲になるという事は、この際は考えない方がいいのではないかと、いふに私共は考えまして、そういう政策を法案に織込まなかつたのであります。

それから又現在のようなやり方では、広告放送というものは成立たないのではないかと、いふお話をいたしました。この点は私共も最初からいふ／＼考えた点でございまして、私共も広告放送、民間放送というものが、直ちにペイをする有利な事業だと考えておりません。これはアメリカにおきまして民間放送が始まつた当初におきまして、その数年間は何処の放送局も全部赤字で悩んだのでありまして、その中に漸次この放送の効果というものを国民大衆が認識いたしまして、この放送を利用するようになった結果、現在大體中波の放送局は大部分がペイをしておりますという状態でございます。我が国におきまして、やはり同じようなことが言えるのではないかと、思つております。私共も大體二、三年は或いは赤字ではないかと考えておつたのでございますが、先般東京放送株式会社の

創立者の一人でありまして、ところの吉田秀雄さんが、やはり同じようなことを言つておられました。大體二年くらいは赤字だけれども、三年くらいから黒字になるのではないかと、いふことを言つておられました。現在この吉田秀雄さんは民間放送につきまして一番よく研究されておられる方の一であるとして、私は思つておるのであります。私共は非常に言葉もございまして、私共は非常に意を強うしておる次第でございます。向先日私は競輪の話をお聞きのしたのであります。初めこの競輪というものができましたときに、これはちつとも儲からない、損する商売だろうということ、誰も手出しをしなかつた。ところがやつて見たら非常に儲かる商売なので、現在は各市とも都市の収入を上げる非常にいい財源だと、盛んにやり出したというのを聞いたのであります。ところが、やはり新しい事業というものは一つのリスクがあり、このリスクが非常に巧みに企業政策或いは商業政策と申しますか、そういうものによつて切拓いて行くところに企業としての面白味があり、又その企業の将来性があるのではないかと考えるのであります。私共は法案で挙げましたような案におきまして、民間放送というものには必ずしも悲観するに当らない、むしろ将来は非常に有望な事業ではないだらうかと考えておる次第でございます。

○尾崎行輝君 今の政府当局のお話の中に、何かお考え違いがあるのじやないかと思ひますが、少数のために多数が犠牲になるということでございますが、いろいろ私共今まで調べたところにおきまると、相当の改良をしなれば聞えないという機械が実に九〇%以上であるように、これは表にも出ておりますし、知つておりますが、そうしますと九〇%であつた残りは一〇%という非常に大多数でありまして、その方のために受信機をよくするのであります。ちよつとお話と逆になつたように思ひますが、その点どうでありますか。

○政府委員(網島毅君) どういう御調査によりまして、この九〇%という数字が出て参つたか私存じませんが、私共は決してそういうふうには考えておりません。大體先程申し上げました民間放送の二局というのは、現在の受信機を殆んどそのまま使うといふことを前提として出しておる数字でございます。○尾崎行輝君 それでその点は明確になりましたが、私のいう九〇%というのは今の国民型と言いますか、普通の型を持つておる人が九〇%以上で、スーパは極く僅かであるといふのであります。スーパ以外は先程私が申しましたように分離がむづかしい、アンテナを張るとか、ウェーブ・トラップを使えば別であります。さつき政府委員が申されたように、第一と第二とそれから占領軍の三つは辛うじて分離できる程度であつて、それ以外は殆んど入る余地がないといふふうに考へるのであります。従つてそれが大多数であり、どうしてもあつたまま、今のままで直ぐに他の広告放送を聴くためには、アンテナを張つてやれば別であります。併しこれはおの／＼の意見の相違になります。その点が今非常に不安を感じるのであります。

○政府委員(網島毅君) 私が今申し上げましたのは、現在の受信機を対象として民間放送二局といふことは概念的に、抽象的な観念から申上げておるのではございません。私共はいたしましては、いろいろなケースの電界強度を計算いたしまして、例えば東京とか大阪という局に現在のN・H・Kの放送局がありまして、それがどういふ電界強度の分布をしておるか。そこに他の更に四、五の民間放送が入つて来た場合に、どういふ電界強度の分布になり、その場合現在の受信機の選波能力を以て十分選波して聴けるかどうかといふことを、具体的に地図の方で計算いたしまして、出して出しておる数字でございます。決して架空な数字ではないのであります。従つて全部スーパでなければ、民間放送はできないのだといふふうに私は考えております。

それから空中線の点も私共は大きな空中線を張るといふことは考えておらないのであります。受信機の性能から申しますと、空中線が大きくなればなる程、その受信機の選波能力が悪くなる程、むしろ小さな空中線を張りまして、外から空中線を伝わつて来る電波を掴まえるという方式がいいのであります。大體受信機は空中線を使つて、空中線から電波を取入れるというのが原則でありまして、受信機の性能そのものもそういうふうになっております。ところが現在では日本放送協会の放送だけありますし、又電波の強さも相当強いものでありますから、電力線を伝わるところの電波を受信機に入れます。そして空中線なしでこれを受けておるのであります。これは實際は邪道であります。と

申しますのは、この電力線を伝わるころの電波は、受信機の最初の肝心のところだけ入るのではなく、至るところに入つて参ります。従つて折角いい受信機を使ひしても、脇の方からどんどん入つて来ますから、その性能が悪化するとは当然でございます。又この空中線をお使いになるということ、非常に苦にしていらつしやるやうであります。仮に鉄筋コンクリートのビルディングの中に人間が住むといふことになれば、このビルは大体遮蔽されておりますので、こういう場合には空中線を外に出しませんと受信できません。私共の事務所におきましては、受信機を部屋の中においたのでは聞えませんが、どうしても外へ出すといふことになります。又現在我が国の電力線は架空線が相当ありますから、外から電波をキャッチしまして受信機に入つて参りますが、これがよその国のように、ケーブル配線式になりますと、電力線を使つて電波をキャッチするといふことも不可能になるのであります。更に将来超短波放送或いはテレビジョン放送といふことになります。これは受信機を、空中線を使ひませんと殆んどものにならないといふのであります。受信機を使う以上は、空中線はこれに付き物であるといふふうに、私共無線通信の担当者としては、国民全体の大體の受信機と空中線といふものは不可分のものであるといふふうに考へておつたのであります。私共としては非常に望むのであります。

○尾崎行輝君 大體それで政府当局の御意向は分りましたから、質問を打ち

ります。

○小林勝馬君 電波法で少しお伺いしたいんですが、その前に電気通信省にちよつとお伺いしたいのですが、私共の方に地方の電気通信関係の人々から、非常に給與ベースの問題について盛んに投書と言いますか、陳情が参つておるのでございます。その後の給與ベースに関する状況、全通の動向、その他を御説明を願いたいと思ひます。

○政府委員(楠瀬熊彦君) お答えいたします。給與ベースの改訂につきましては、政府全体の方針につきましては、私共としましてまだ確たる方針を承つておりませんが、全通の動向といまして、飽くまでも給與ベースの改訂をして貰いたいということは、本日から川治温泉で中央執行委員会を開いております。その結果は私共はまだ聞いておりませんが、いずれ何らか具体的な提案を、更に電気通信省、或いは政府に向いまして提案して参ることと考えております。只今のところ我々は従来の考えを更に推し進めて行こうというふうになつておると思つております。

○小林勝馬君 今川治温泉で全通の大分を開いて、その結果でなくちや何ら分らないというような御説明ですけれども、今までにおいて全通の動向と申しますか、大体の雲行がどういふふうな状態であるか。例えば定時退庁とか、いろいろの問題が新聞に発表されておるようでありまして、そういう点で事務的に支障、その他どういふふうな状態であるかを聴いておるのであります。

○政府委員(楠瀬熊彦君) 全通の今度の

の闘争につきましては、御承知のように規定闘争というふうなスローガンを掲げておりますが、その一例といまして、只今やつております戦術は、定時退庁をいたしております。この定時退庁の状況も、全国の様子を調べて見た結果でございますが、必ずしも定時に一斉に退庁いたしておらないのでございます。やはり業務上必要な場合には、現場のそれ／＼の長の命令によりまして、やはり居残りをやるようであります。その結果業務全般につきましては、只今のところでは何ら支障を起しておらないように思われます。

○小林勝馬君 一般大衆に対して全然ないというふうに了解していいんですか。

○政府委員(楠瀬熊彦君) その通りでございます。

○小林勝馬君 只今の点は了承いたしました。次に新聞にも発表されておりますし、先般大臣も、大体試案ができたというふうなお話がありまして、いわゆる電気通信の経営は公共企業体が適当であるというふうな答申案が出されるというふうに聞いておりますが、これに対する当局の御意見を承りたい。

○説明員(勉勉君) お答え申し上げます。すでに新聞にも報ぜられておるのではありませんが、行政審議会でも、電気通信は公共企業体に持つて行くというふうな答申のようになっています。それから復興審議会でもありますが……答申のようになつておるのであります。また正式に、いずれも答申がなされてないのでございます。私共承ります範囲におきましては、政府とし

ては、まだこれに対して別段の意見を決定していないという状態にある。当局の意見という御質問でございますが、私共としましては、できるだけこの企業の本質から考えまして、この企業性が發揮できるような形態、主として人事管理或いは会計方面におきまして、企業性が十分發揮できるように点を望んでおるわけでございます。これを直ちに公社に持つて行くかどうかという点につきましては、何ら本質的に、内部的に決定しておりません。御了承願ひたいと思ひます。

○新谷實三郎君 今のお話に関連しまして、私はまだ内容的にいろいろ討議するのは早いと思ひますが、両審議会とも電信電話と一緒にして、公共企業体にした方がよいというふうな意味の答申があるように聞いておるのであります。それが、それで少し先走るようですが、多少の付いたことを申し上げまして、この機会に御参考に供したいと思ひます。

それは私はこの問題については、非常に素人ではありますけれども、電信と電話は非常に違ふのじやないかと思ひます。殊に電信と郵便との関係ということをお考えすると、一つの企業体として郵便と電信、電話と方ける、両方公共企業体になるかどうかは別問題といたして……併し郵便と電信、電話を分けるというの、一つの案としては或いは成立つかも知れませんが、併し考えようによりまして、設備の一部分は電信と電話は共通して使う部分があることは事実でありますけれども、併し業務面から言いますと、電信の方はむしろ郵便と非常に似かよつた面を有するも

のであります。末端に参りますと、電話と違つて電信はやはり配達をしなければならぬ、窓口も同じようなものがあります。従いましてお考えをお進めになる場合に、電信を如何に扱うかむしろこれは郵便と同じように考えた方がよいのではないかと。つまり私最近いろいろ調べて見て気が付いたことは、郵便と電信、電話というふうな二つに分けるよりも、郵便と電信、それから電話というふうに分けた方が、両方の事業主体がうまく動くのじやないか、こういう考えを段々持つようになつたのであります。今結論的にこれについて御意見を伺うのも無理かも知れませんが、併し何かそれについて暫氏なり、山下通信監なり、御研究しておられることがございしますれば、意見を伺つて置きたいのであります。

○政府委員(山下知二郎君) 只今御指摘の点につきましては、実はこれは省議で決つたことではございしませんから、個人的な意見になります。二省分離の際に、その点は一応検討いたしました。と申しますのは、それは只今の御意見と同じように、大体同じようなことを考えたのであります。郵便と電信とも、いわゆる意思の伝達の方法として或いは近い所では伝えてや、離れた所は汽車で送る、遠い所は電報で送る、更に速達を利用して遠い所は航空便で出すといったように、意思の伝達の方法としましては、むしろ電信は郵便業務ではないか、こういう考えからしまして、関係当局に申しました。そういう意見を申述べて、これは我々としてはフランクに研究して見たいということで、数回に亘つて研究して見たのであります。併し一方

翻つて考えますと、電信と電話というものは、只今も申しましたように、電信の方は片通信であるし、電話の方は答まで聞く両通信であります。機械的に考えまして、又機械的に考えまして、その面では非常に相互利用し得る、相互援助し得る範囲が大きいのであります。例えば現在も実施いたしておりますが、電報の配達方法を電話でやる、或いは電報の受付けを電話でやるといったような面につきましても、両者一緒にして考えております。又電信線や電報線や電報機を、そしてそれを電話の方へ活用するというようなことも、只今研究中でございます。従いましてこととんのところ、いづれがよろしいかということ、まだ経済上のことも考えなければならぬというので、電信の合理化ということにつきまして、私共今鋭意研究いたしております。ですから、ここで直ぐにどちらがどうだということには申上げかねますけれども、只今御指摘の点につきましては、昨年来研究しておりますということだけを申し上げて、お答えにしたいと思ひます。

○新谷實三郎君 大体その程度で結構であります。山下通信監のお話の中で、例えば電信の利用について、電話と非常に関連の部分が多い。勿論これは関連がありましよう。併しそういうのは、これは利用の方法が問題であります。これは別の企業体になつても、当然これは利用されて然るべきであります。利用上不便を感じることはないと思ひます。むしろものと具体的な問題として考えますことは、両方が公共企業体になりまして、これは幾分問題は少なくなつて来ると思ひます。巷間に伝えられてお

るように、仮に電気通信だけが公共企業体になつて、郵便関係の方は従来のまま官営の形で行くというような場合には、相当問題が起るのじやないかと考へるのであります。これは特に末端において問題が起るのであります。一例を挙げますと、これは公共企業体関係の集配人である。これは官営事業の集配人であるということになつて来るだろうと思つてあります。そういった状況によつて職員の特遇も改善する、いろいろな労働条件も変えて行つてよらしいということになつて来る

と、同じような性質の仕事をして、場合によつては同じ局舎の中で仕事をしておつても、その間に非常に違いがあるということになるのであります。こういうことは、末端の人を動かして行く場合に、絶対に困る問題であらうと思つてあります。一方電信と電話の関係を考えますと、どちらがその施設を所有するかは別といたしまして、電信はとにかく、電話の方で施設上、いろいろと施設の一部分を、何かの契約によつてこれを十分に利用できるようにすればいい、又この責任を、所有する企業体の方で責任を持てばいいのであるというふうにも考えられるのであります。これらに対して法的措置を講じて置くことも可能であると思ひます。従ひまして、只今お話のような点も一理あることは勿論でありますけれども、その御意見に拘束されないで、あらゆる点をお考へになつて、若しこ

ます。尙電柱以下の広告につきまして、その広告事務の性質上、広告業者を活用してその能率を益づけることを考へておりますが、実はこの点につきましても、電気通信事業経営の全体的立場から批判がございまして、或る種の有力な反対論も実はあるのであります。その点について申上げて置きたいと思ひます。そのおつもりで御検討願ひます。

○小林勝馬君 この前の補正予算だつたと思ひますけれども、金額も三百万円か三千万円か忘れましたが、電気通信省は広告をやつて、広告の収入において可なり収入を益づけるような計算が出ておつたのでございまして、現在まで電気通信関係で、どういふ程度実施されておるか、又今後例えれば電柱広告その他は何時頃から実施される御予定か、そういう点を承りたいと思ひます。

○政府委員(花岡薫君) お答え申し上げます。現在やつております広告は電話番号簿に登録します広告に限つております。計画といたしましては先ず電柱、その他公衆電話、電報、電話局舎というふうなものも考へております。この電柱以下の広告媒体物につきましては、何分初めてのことでございまして、電気通信事業経営の全体から立つて考へる考へ方もいたしまして、その広告と申しますよりは、最も根本的に、一体やるべきかやらないべきかという点につきましても、関係方面に相当の議論が実はございまして、それらを総合いたしまして、手取早く実行したいと考へておりますが、なかなか運びにくいような段階になつており

執するわけではありませぬ。ありませぬが、従来より先入感的に電信電話は一本のものである。従つて公共企業体ならば、当然両方とも一本でなければならぬという観点からのみお考へにならないで、事業の実態に即して、あの運営が両方共うまく行くようにというのを考へて行かればならぬと思ひますので、念のために今からこの点について申上げて置きたいと思ひますのであります。そのおつもりで御検討願ひます。

○小林勝馬君 この問題はあの予算の節に十分御説明も頂いたし、又私共の意見も申上げてあるわけでありまして、例へば電柱広告のごときも相当の税収も見込まれるし、又局舎その他の広告によつて、従業員の福利厚生面にも相当益するといふように、この前もあなたの方でも御説明相成りましたし、私共の方でもそういうことを強く申上げた筈なんです。現在年度末も間近に控えて、何らそれに手を付けておられないような御説明では、どうも私共納得行きかねるのです。現在あの予算に盛り込まれた金額は、電話簿だけでどれだけの金額が上つておるか御説明願ひたい。

○政府委員(花岡薫君) 番号簿の方の広告収入は二十四年度におきましては、一億六千万円金額を挙げております。十二月に入りましてから努力を集めたいたしましたような時期的な制約もありまして、或いはもつと益得る余地もあると思ひますが、ともかくも二十四年度としては一億六千万円挙げております。電柱以下の点につきましては、只今まで御説明申し上げましたし、又御鞭撻も頂いておりますが、実はこの点につきまして、時期的に多少狂いのを生じておまして、急いで実施した

○小林勝馬君 やることには間違いないといふ基本線が立つておるような御説明でございまして、早急にそういういいことは実施される方がいいのじやないか、現にこの広告だけで放送局を作ろうという申込みの会社が四十数社も現在出ているような実情からいたしまして、現に遊ばしておる電柱に対して、そういう収入の途があるのですから、それで一日も早く従業員の福利厚生その他に振向けるべきだとかように考へます。早急に、新年度又すぐして二十五年度も研究に研究を重ねるといふことのないように、一つ早急に実施されるように要望する次第でございまして、次に電波庁に御質問……

○委員(松野喜内君) ちよつと小林委員に済みませんが、今小林委員の御発言に関連して一言私もかねてより個人として思つたことを附添えて、花岡政府委員にお願いやら希望を申上げて置きたいと思ひます。日本の従来広告というものが非文化的に言われ、誠に宣伝科学、世界国際的の文化方面から見ると低級であると評されておる、市街の美化運動から見ても、誠に

まずいと言われておりますから、何とぞ御予算はございまして、これが実施面におきましては、一つさうな従来のような低級なる、非科学的なる美観を殺ぐような状態の広告をなからしめるように一段と御注意を願つて置きたいと思ひます。これは希望に申上げておきます。

○小林勝馬君 電波監理長官にお伺ひしたいのですが、先ず最初にこの監理委員会規則案でございまして、規則案を、これはまだ簡単だけれどもというお話で、一応簡単なるものを頂いておられますが、その後進捗したものをお出ししますが、その成文に近いものをいつ出される御予定か、それを承りたい。現に私共が手に入れておられますのは、関東電波監理局から出されておる資料よりも、電波庁で出した資料の方が余りにも粗雑で、余りにも簡明過ぎるようなものを現在出されておる。そうして先般からこれは条件附で申上げておつたのですが、この規則案なるものを拜見した上で、この案の審議の資料にしたと申上げておられますが、未だにそれを出して頂けないのですが、一体いつ

○政府委員(網島毅君) お答え申し上げます。先般確かな当委員会御説明申し上げたと思つてありますが、仮に今度の三つの法律案が国会を通過いたしますと、それによるところの規則というものは、相当大きなものになるのであり

○政府委員(網島毅君) お答え申し上げます。先般確かな当委員会御説明申し上げたと思つてありますが、仮に今度の三つの法律案が国会を通過いたしますと、それによるところの規則というものは、相当大きなものになるのであり

一般的のものを、全部これをやらせて、一般の受験者に全部試験を受けさせて、これ等のものに省略するというふうに行く方が普通ではないか、それでこそ立派な一級の国家試験であり、二級の国家試験じゃないか、かように考えますがその点どうですか。

○政府委員(網島毅君) 私が先程普通学と申しますか、一般のこの問題についても試験を課す必要があると思うと申上げましたのは、只今お話の趣旨と同一だと思っております。そういう意味で申上げたのであります。今後十

す。尙このアメリカの無線通信士の資格は、大体専門学科と申しますか、専門的なものに限定されておるのであります。ところが、それは必ずしもこのアメリカの無線通信士になる資格は、ジュニア・ア・アレッツジを卒業したものとなつておるといふことはいないと考えております。実際上は或はジュニア・ア・アレッツジを卒業したものが大部分かもしれないませんが、独学でやつた人も十分この試験を受けておるのであります。ただアメリカでこういう普通学の試験をやらずに、日本においてその必要があるかと私共は考えておりますのは、無線通信士、無線従事者に対するお考え方が、私共とアメリカと若干違ふのであらうと、私共は考えておるのであります。即ちアメリカにおきましては、無線従事者というものは大体これは一つの……と申しますが、端的な言葉で申しますと、單なるこれは技術者だ、その機械さえいじればいいんだというお考え方が相当強いように私は考えておりますが、併し我が国におきましては私共はそういう考え方をしております。

せん。殊に一級無線通信士、或る場合には二級通信士がそれ／＼通信長となつて、相当重い責任を負つて行くのでありますからして、相当社会常識もあり又立派な、ものの判断のできる人がその主任の無線通信士になる必要があるという見解を持つておるのであります。そういう意味から、この普通学その他こういう常識的な試験と申しますか、そういうテストもした方がいいんじゃないかと考えている次第であります。

○小林勝馬君 そういう科目を考慮するというお話ですから結構でございますけれども、今のジュニア・カレッジを必ず出なければこの試験は受けられないとはアメリカでもしてないやうです。それはしてないけれども、この間C.C.S.、C.I.E.の向うの専門家にわざ／＼来て頂いて説明を求めたところが、實際問題としては、ジュニア・カレッジを出ていない人は、ないのだというくらいになつておるので、その点は余り心配ないというやうな御説明を聞いたやうな次第であります。そういうやうなわけでございまして、今アメリカの機械とこちらの機械とは相当の距りがあるという事は、これは長官も御承知だろ／＼と思うのです。向うの機械は実際に放送局においても、無線電信のトランス・ミッター乃至受信機においても、全然機械の能率というか、能力というか、いろんな点において違つて、向うのやつは殆んどオーペレーション、いわゆるいじつて、ただあれするだけでやれるやうに、完全である。むしろ機械が完全であるというくらいになつておるから、技術的素養も余り要らないかもしれないけれど

も、日本のものは極端に言えば、がたがたの機械をこちらの技術で少し埋合せてやつとこゝ通信ができておるといふのが実情じゃないか。とにかく先般向うの注文の船に日本のラジオ・メーカー、無線メーカーの造つた機械を据えつけて……デンマークの船ですが、行つたところが、航海して帰つて来て、この機械はノグッドだと言つて蹴飛ばされたやうな実情もある。それは段々調べて見ると、たつた部品一つ外れていても、向うじや手をつけない、この機械駄目だというふうに見られる。現に船舶に行くとき分りますが、向うの機械は壁際にびたつと附けて、後ろから手を着ける必要のないほど、機械は据付けたやうになつておる。日本の機械は後ろを何センチほどか明けて、後ろから時々廻つて、手で機械の修理をやらなくちゃならんやうな修理の仕方をしておるやうな実情でありますから、そこにおいてやはり専門的の技術のみならず、一般的素養もさういふ点からしても必要である、かやうに考えますので、その点も今後のこの規則を作られるには、お考え願ひたい、かやうに考えます。

次に御質問申上げたいのですが、ここに又地方公共団体の所属の漁業無線局は、漁業の指導監督に関する通信の外、漁船と間の漁業上一切の通信を取扱ふことができるやうにして貰ひたいという意見も非常に強いし、我々もそう考へるのです。或は又は地方公共団体所属の漁業無線は、現在三十三局あつて、現在の無線電信法の第二條による施設を許可せられて、尙且目的外使用の許可範囲においても、一般漁船との漁務通信を取扱い、水産業

の発展に大いに貢献しておるといふ実情であります。この電波法案に基く電波監理委員会規則案によりまして、この利用を非常に困難ならしめようとしておるやうな点が見られる、現在及び将来の水産施設に甚大な影響があるんじゃないかと、かやうに考へますが、この点はどうかやうにお考えになつておりますか承りたい。

○政府委員(網島毅君) 只今御質問の点は、私共も非常に慎重に研究し、又議論しておるわけでありまして、申しますのは、この問題は非常にデリケートな点を含んでおるのであります。現在のこの漁業無線通信は、御承知のやうに無線電信法第二條でやつておるのでありますが、これは専用通信の觀念でありまして、従ひまして従来の漁業会或いは漁業組合等がその無線を施設いたしまして、さうしてその組合員との間に通信をするということが原則であります。同じやうにこの地方公共団体の無線業務は大体その指導船、その地方公共団体に属するところの指導船、或いは漁業の指導上必要な通信に限定されておるのであります。これが一步羽目を外して誰とでも通信をするということになりますと、これは公衆通信の範囲に一步足を踏込む危険が非常に多いのであります。これは現在の無線電信法、或いは将来の電波法が公衆のための通信は国がこれを行うのだという原則と矛盾して来る危険があり、私共非常に慎重に取扱つておる次第であります。従来この点は地方公共団体の無線局の或るものをこの無線電信取扱所にいたしまして、即ち公衆通信に共用いたしまして、さうして一般漁業通信をやらせておつたの

であります。ところが御承知のやうに地方自治法ができてまして、最近この地方自治法の中に、国の行つところの業務は地方公共団体はやつてはいけなという一項があるものであります。この解釈につきまして、地方自治法といふ／＼折衝いたしたところ、地方自治法の解釈は、地方公共団体は国がやつておる業務、即ち電信、電話の業務はやつていけないのだという解釈を最近取つております。さうしますと、この地方公共団体の無線局が公衆通信取扱所になるといふことも、これは法的に非常に疑問が起つて来ておるのであります。この点は何らか

ないのじやないかと私共考へております。私共の考へたいたしまして、一番いい方法は、漁業者或いは漁船の持ち主等が任意組合を作りまして、無線に関する任意組合を作りまして、広くその無線局と通信を望むところの漁業者達をその組合の一員にいたしましてやるといふ方法が、一番適切じゃないかと今考へておる次第であります。ただはつきり結論が出ておりません。いづれこれは電気通信省なり、或いは水産庁その他とも協議して決めたいと考へております。

○小林勝馬君 今の御説明によりまして、地方自治法でも決定的な解釈だといふやうに伺つたのでありますけれども、まだ私共の調べたところによりまして、そこまで行つておらないやうに承知しておりますが、それはいづれにいたしまして、現在地方公共団体で三十三局持つてゐる。この海岸局が一度にそれを民間でやらなくちゃならんという事になつたら、恐らく閉鎖

しなくちやならんやうな結果になるのじやないか。或る地域の漁業用海岸局のごときは、辛うじて県の施設で県の費用で賄つておるといふのが相当多数あるので、これを如何やうにそれではやつて行かれるやうなおつてもりであるか。電波庁で補助してまでおやりになるのか、どうなのか承りたい。

○政府委員(網島毅君) お説のやうに、現在地方公共団体が持つておるやうな無線局は、多分に漁業奨励の意味を持つておるのであります。地方財政からこれを相当部分を負擔してゐるということは事実であります。併しながら国会において制定されましたところの地方自治法がさういふ趣旨であるといひますれば、私共といたしまして、法律違反をやつておるわけには参りませんので、何とかこれに代る方法を考へなければならぬ。それには先程申上げましたやうに、任意団体を作るとか、或いは漁業協同組合を利用するとか、まあいろいろな方法があると思つておりますが、この経費の問題につきましては、現在地方公共団体が無線局のために負担しておるところの経費をこの任意団体なり協同組合にそれだけ出すということになりますれば、これは只だだけ負担しておつたものを、更に範囲の広い組合員その他も負担することになりますから、お互に利益じやないかといふやうに私共は考へております。併しこの問題は先程も申上げましたやうに、まだ決定した見解ではございませんので、只今のお説もございしますから、更に十分検討したいといふやうに考へております。

○小林勝馬君 それで先の電波庁の御

意見がですね、地方自治法の云々の解釈が正当なりというふうな見方を現在までしておられるように私共は承つております。恐らくそれがそういうふうな見解を電波庁自身がしておられると、実際問題において地方の役所関係で、実際辛うじて運営しているこれらのものは、民間にこれをやらせるといふことになる、漁業奨励どころではなくて、もう全然できなくなるのじゃないか、だからむしろ地方自治法を變更して行くとか、そういう解釈があるのなら、反対の方に持つて行くように電波庁がむしろお考えになるべきじゃないか、それでこそ又現在全国的に相当ある漁業無線局があらゆる面で、県の補助その他によつてやつとこま

のじゃないか、これは海上保安通信とか、氣象通信とか、警察通信とか、その次に位する無線用通信なんじやないか。それならばわざ／＼ここに第二章第四節を作る必要はないのじゃないか、こういうふうに考えますが、この点はどうですか。

○政府委員(網島毅君) 先ず最初に先程の公共企業体の地方の業務に関する地方自治法の解釈の問題について若干申し上げたいのですが、これは電波庁の解釈ではございませんので、私共とい

たしましてこれは地方自治法に協議いたしました地方自治法の解釈でございます。従いまして地方自治法に關しましては、地方自治法がこれは主管庁であるのですから、私共としては、その解釈に従わなければならないという状態でございます。尙この地方自治法が電波行政の立場から見ても不適当なら、それを直すように努力をした方がいいんじゃないかという御説も御尤もでございます。今後私共はそういう線で努力をしたいと思います。

それからこの規則の第二章第四節のお話でございますが、実は先程申し上げましたように、この規則案なるものはまだほんの草案なのでございます。従いまして私自身もこの規則案に非常に不満が多いのでございまして、私が国会、この委員会におきまして、ときどきこういうふうにしたいと思つてお

るというふうな申し上げたことも、盛つてない部分が沢山あります。従いましてその点に關しましては私がここで御約束した点は、少くともこの事務当局の案としては、是非規則に織込むようにということは、今話して、鋭意その規則の整備に當らしておるのである

ます。従いまして只今第二章第四節のことを私よく存じないのであります。が、御説のような趣旨、或いは先程私が申し上げたような趣旨を十分に取入れまして今後進めて参りたいと思ひます。

○小林勝馬君 それですから先程から言つておる通りに、電波管理委員会の規則の詳細を予見なくては危なくてしようがない……草案だけづつかられておつて返事ができないような状態でございまして、早急にその案を私共に見せて頂きたいと、さように考えております。

○政府委員(網島毅君) 承知いたしました。できるだけ御趣旨に副うようにいたします。ただこれは言葉返すようではございませんが、この法律でこの規則に委任されて、そうしてこういうもの

は規則に委任してよろしいというふうにして頂いた点は、或る程度規則の方にお任せ願ひたいと私共思ふのであります。と申しますのは、勿論いろいろ法律によりまして、規則に委任いたしました、この規則を出すときには、一体どういう考えで出すかという御質問に對しまして、私共答弁しております

し、その答弁したことにつきまして、私共は責任を以てそれを一応規則の案の中に織込んで、実現を期して行くつもりであります。この法律案と同時に、この規則の内容についても、国会で御審議になるということになりますれば、これはそれを法律の中へ織込んだ方が、むしろ適当なのではないかと私共自身考えるわけでありまして、法律の中に盛り込んで、或いはなか／＼直ちに法律の中に書き得ない、或いは将来

で、必ずしも法律でやらなくても、国民の権利義務上そう大して支障ないというふうな私共が考えたものを、一応規則に委任して出すというふうにしておるのであります。その点規則に委任するかしらないかという点を十分御審議願ひまして、私共の差出しますところの規則案は、御参考程度に一つして頂きたいというふうな存するのであります。勿論委員会ができて、委員が何と言われるか分らないのであります。そして、その点御了承願ひたいと思ひます。

○小林勝馬君 今そう聞き直つて言われると一言したいのですが、私共どういふふうに作ろうと自由自在だというように考えておられないのです。やはり我々としては、先般の海難審判法を私が委員長で審査したとき、規則案がでないために、案が六十日近く、最後の日までかかつてやつと辛うじて通つたような実例もありまして、やはり法案の、本法においてやはり懸念のあるところは、とことんまで聴き質していいのではないかと。ですから何もかも委任するからとは、本法さえ通して、あとは委任事項であるから、いろいろ言われるあれはないというふうにはつきり言われたのでは非常に困るので、私としては少くとも案ができたなら、委員会でも説明くらいして貰いたい。少くとも電氣通信委員会に對しては、それくらい態度で進んで貰いたい。それ

でいいかどうかという……それを全体私共が規則までとやかく言うわけではありませぬけれども、或る程度のはあるのではないかと、それについて、私共はこの法案で委員会規則によるといふよりも、多分そんなあれも入れる

こともあるまいというあれで、我々今まで進んでおるので、それを委せたものは全部委員会がやるのだから自由だというのでは困るのではないかと思ひます。

○政府委員(網島毅君) 私の言葉が足りなかつたので、或いはそういう誤解をお持ちになつたといひますれば、決してそういう意味ではないというふうには御了承願ひたいのであります。勿論私共法案を作りましたものの立場として考えたところの規則案は、できるだけみなさんに御覽願ひようにいたしたいと思ひます。先程申し上げたように、私共も鋭意規則案の整備に取りかかつておるのであります。私共とい

まして、まだ不満な点も沢山あります。而も千以上に亘るところの各規則の條文について、私自身まだ十分検討をしておりません。従つて自信を持つてこれなら大丈夫だと思ふというふうには、国会へ差上げることはできない立場にあるわけでありまして、その点御了承願ひたいと思ひます。目下私共の状況といひましては、法案についてのいろいろ資料を集め、法案についていろいろ御説明することが手一杯でありまして、規則の整備については、まだ部下にいろいろ頼んでやつて貰つておる状態でありまして、私もできるだけ速やかにその規則案を見まして、私の意見も加えて、委員会にお出しします。また、まだ若干日にちがかりかと思つております。従いまして規則案の最終的なものを作り出す前には、委員方の御意見を伺ふことといたします。この規則案を、現在できておるものを直ちにこの委員会に御提出いたしました

第九

て、御審議願うということになれば、又誤解が起りまして、却つて審議を複雑にするのではないかと、いふふうにも考えますので、規則案の提出は若干もう少し時間を頂きたいというふうに考える次第であります。

○小林勝馬君 それではそれは留保いたしました、あなたの方で案が完成いたしましたならば、この委員会に対して説明会なりなんかをして頂いて発布されるというお約束をして頂きたいと思ひます。

○政府委員(網島毅君) 承知いたしました。

○委員長(松野喜内君) ちよつと政府委員に一言委員長としてお願いや希望を申し上げて置きます。他の委員会でも経験したことです、今網島政府委員のおつしやることもよく分りますが、私共は本筋の大きいことを法案で決めることは立法の責任を持つておる、而して細かいことにおいては、これは委任していいのではないかとおつしやること、これも同意であると思ひます。併しながら見方を更に転じて、我々は大きい法案を、つまり委員の頭が、これは電波監理委員会等いろいろ議して行かなければならん、内容はどういふことであるかというのを頭に知つて、而してその頭でこの法案を決めることが必要であるという場合もあるという意味から、今小林君の言われる決まつてしまつた材料を干渉するのではなくて、善意に解すれば、我々委員の頭の考で資料として下拜見することも必要ではないかというふうな意味において、一つ参考資料的に……これがために混乱、これがために本条文がいよいよ混乱に入つたというのでは、こ

れはもう却つて禍になりますけれども、そうでなく、一つ法案が委員の手によつて立派にできるような意味において、参考書類も渡すように一つお願いいたします。

○政府委員(網島毅君) 承知いたしました。

○水橋藤作君 次官が見えておられますので、この前に質問を留保して置きました点を次官にお伺ひしたい、かように考えます。先達て質問いたしましたのは、日本電話施設会社の買収問題であります、三年以前からこれが事務及び財政方面から、関係方面に報告されておつた。然るに今日までにそれが実行されないでいたのに、今度は急激に四月末までに、これを却つて引受事務を完了しろということになつたのであります。会社側及び従業員は非常に慌ててゐるものであります、この事務が遅れた理由をちよつとお伺ひいたしたいのであります。

○説明員(網島毅君) 建設会社の業務を買収ということではございません、業務を引継ぐということでございます。それでこれに對しましては、もとよりこれに對する電気通信省側として、諸般の準備を進めなければならん、又當時御承知のように、國際電気通信株式会社が及び日本電信電話株式会社等も、同様に性質は違つたものでございますが、ともかく会社の業務を止めるというふうな、いろいろな失業問題もある。私當時本省におりませんで、その間の経緯は山下通信監の方がよく御存じでございますが、いろいろ予算的措置も講じなければならん。尙又、電設の業務全部完全にこれを引継ぐということにつきましては、いろいろと実は問題があ

りまして、それらも若干時期の経過によつて、解決したいというふうな考えもあつたやに聞いておるのであります、漸く予算的措置も取れましたので、当初関係方面に回答しておいた三年の期間完了を迎へまして、取急ぎ準備を始めてゐるような次第であります。

○水橋藤作君 それでは一昨年ですか、この覚書を向うの渉外局にお出しになつたその方法によつて、今度の買収でなければ引受事務をお取りになるものと解釈してよろしうございませうか。

○説明員(網島毅君) それは前回の委員会におきまして、山下政府委員からお答えいたしました通り、これは先方の方におきまして、了承いたしました部分に相当あつたのであります。従ひまして、それと違つた形になつてゐるところがございませう。

○水橋藤作君 そうしますと、この覚書によつて回答されたものと、今度引受けようとする経費その他予算面は、その当時と違つておるということに解釈していいわけですね。

○説明員(網島毅君) そうでございませう。

○水橋藤作君 そうしますと、お伺ひいたしますが、それに対しての、引受でも買収と考へておりましたが、引受でも買収と考へておりましたが、要するに引受方につきまして、会社側と了解がついておりますかどうか。その点をお伺ひしたい。

○説明員(網島毅君) これは一月でございしましたか、電通省といたしまして、電話設備会社にこの事務を引継ぐとい

うことを、正式に御通知いたしました。それによりまして、両者特別の委員会と申しますか、交渉会を持ちまして準備を進めておる次第でございますが、只今御質問の營業権の問題、これはなかなか困難な問題でございまして、現在の情勢におきましては、營業権の保障というふうなことはできないということに、大体なつておるやうに、私共現在の段階においては考へております。これにつきましては、いろいろと議論のあるところかと存じますし、又御質問の意味につきましては、或いは昭和二十二年に覚書に對する回答としまして、電気通信省としては營業権を保障したいという文句があつたために、それに対しての御質問かとも存じますが、私共としましては、何ら会社に對しまして營業権の保障でなくとも、会社のいろいろなその後事情も聞いておりますので、この營業権の引継ぎを円満にするのに、又会社従業員、社員の人々の利益も考へまして、いろいろと目下努力中ではあります、只今申上げる段階におきましては、營業権の保障は困難のうちに考へております。

次に資材等の買取りにつきましては、これは電気通信省におきまして会社業務を引継ぎまして、今後保守建設等をやつて行く上におきまして、必要なもので、有効なるものにつきましては、買収する考へで話し合ひを進めておる次第であります。

○水橋藤作君 設備資金として今年度九億四千八百萬ばかり計上してあるやうに思ふのですが、そのうちこの資材をお買ひになる予定であるかどうか、その点お伺ひしたい。

○説明員(網島毅君) 設備資金と言いますか、私共の方で資材を買う場合には貯蔵品勘定でございしますが、それで買ふことになつておりますので、必ずしもその金額に、その予算に拘泥されるわけではございません。

○水橋藤作君 民間違ひましたが、二十四年度の予算に二千萬円ですか、予算を盛つておられるやに伺つたのです、その点如何でしょうか。

○政府委員(山下知二郎君) 予算差繰りをいたしました、二十四年度で以て業務引受後に要します保守資材を二千万円の程度で引取らう、その他概略二千万円でございしますが、従ひましてより以上引取り得るもの、及び将来の建設に必要にして使用し得るもの、ございしますならば、とにかく予算を差繰つて購入するという考へであります。

○水橋藤作君 この引取る事務運営上、会社側と官側とのみで協議しておられるが、組合側が協議の中へ加わつていない、一方的であるという声があるのですが、もうすでに事務の引継ぎが完了いたしましたかどうか、その点を伺ひたい。

○政府委員(山下知二郎君) 会社側と我々役所側と更に組合員の代表者も入りまして、協議をやつております。ですから組合としましては、大体の筋は承知の筈でございませう。尙又私は一昨日でしたか、組合の人に会いまして、よく話をいたしました。現段階では阻隔はいたしておらない考へでございませう。

○水橋藤作君 組合の方から陳情が来たのであります、山下さんに会いたい、いろいろ話を聴きたいと思ひうけ

ども、どうしても会つてくれない。而も事務引継ぎに対しては、組合を入れないで、会社側と官側と一方向的に事務の受渡しをしているという陳情に來たのでありますが、それでは組合の言つて來ていることが嘘であるというように解釈してよろしいでしょうか。

○政府委員(山下知二郎君) 只今の會つてくれないという話は、これは実は私、心外な話でありまして、時間のある限りいつでも會う、併し組合員が参りまして、私が席にいなかつたり、或いは重要な會議をしていたりいたしまして、会えなかつたことはございますが、私、時間があるにも拘らず、或いは差繰れるのにも拘らず会わなかつたということは、今まで一回たりともそんなことはございません。又その点は組合もよく知つてゐる筈であります。一昨日参りましたときも、丁度今時間いいから話そうと言つて、数時間に亘つていろいろ話合ひをしたくらいでありますから、組合側が水橋さんに言われたことについては、私ちよつと腑に落ちないと思ひます。

○委員長(松野喜内君) 段々時間も移りましたので、本日の質疑応答はこの程度にして置きたいんであります。が、お諮りいたしましたことがあるのでございます。それは当委員会に付託されました請願三十二件、陳情二件であります。これが取扱ひ方は小委員会を設けて、下審査を願ふことにいたしましたかどうかと思ひますけれども、どんなものでしょうか、お諮り申し上げます。

○小林勝馬君 もう小委員会を設けてもいいのですけれども、設けずに明後日に一氣呵成にやつてしまおうではあ

りませんか。

○委員長(松野喜内君) ああそうですか、それで御異議ございませんか。この陳情、請願に關して小委員会を設けてやるのはいいか、それとも本委員会で一氣呵成に上げてしまつた方がいいか、どつちの方がいいですか。

○水橋藤作君 小委員会を設けると言つたつて、いつも三人くらいしか出席してないのに、この上小委員会と言つたつてしょうがないでしようが……。

○小林勝馬君 今水橋さんが、いつも二人くらいと言つたけれども、今日は七名來ているからそういう意見は成立たない。

○水橋藤作君 それは失礼してしまつた。僕が來た時には四人といたことはな。

○小林勝馬君 だからいづれにしても明後日一日潰して、そうしてやつてしまいたいと思ひますが。

○委員長(松野喜内君) それじや御異議なければそういうことに取計らいます。

尙速記は止めてちよつとお諮りしたことが他にあります。ちよつと速記を止めて。

〔速記中止〕

○委員長(松野喜内君) それでは速記を始め。

○小林勝馬君 今懇談中にお話いたしました、このいわゆる機構改編後における電気通信事業の地方における運営状況調査という件名の下に、四月早々視察に行くことの決議の動議を提出いたします。

○水橋藤作君 小林君の動議に賛成いたします。

○委員長(松野喜内君) 御異議ないと認めましてさうに決定いたします。本日はこれにて散會いたします。

午後三時三十七分散會
出席者は左の通り。

委員長 松野 喜内君
理事 小林 勝馬君
委員 大島 定吉君
尾崎 行輝君
新谷寅三郎君
小野 哲君
水橋 藤作君

政府委員

電気通信監 山下知二郎君

電気通信事務官(人事部長) 楠瀬 能彦君

電気通信事務官(業務局長) 花岡 薫君

知調査部長 林 一郎君

電気通信事務官(施設局長) 網島 毅君

電波監理長官 勉君

説明員 電気通信事務次官 勉君

三月十七日本委員会に左の事件を付託された。

一、鹿兒島県伊崎田地区に電話架設の請願(第一二八七号)

第一二八七号 昭和二十五年三月三日受理

鹿兒島県伊崎田地区に電話架設の請願 請願者 鹿兒島県贈那郡西志布志村伊崎田 本山豊次 外十二名

紹介議員 水久保基作君

鹿兒島県伊崎田地区は、面積三十二平

方キロ、戸數千六百四十三戸、人口七千三百九十人を有し、年額七千万円の農林産物を出し、都城市と志布志港を結ぶ交通の要衝に當り、各種工場、役場、学校等が集中する産業經濟文化の中心地である。しかるに電話の施設がないため、当地方における通信連絡は極めて不便な実情にあるから、昨年より事務を開始している伊崎田簡易郵便局に電話を架設せられたいとの請願。

昭和二十五年四月七日印刷

昭和二十五年四月八日発行

参議院事務局

印刷者 印刷 庁